

休眠預金等活用法に関する追加規定

1. (休眠預金等活用法に関する追加規定を適用する規定)

この規定は、お客さまの当座勘定、普通預金、総合口座、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金のお取引について、各預金規定に追加して適用します。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、各預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

預金者等から、各預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(各預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

公告の対象となる預金であるかの該当性

預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと(当行が把握できる場合に限り。)

中銀総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

各預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

前条に掲げる異動が最後にあった日

将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

各預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること

当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の満期日

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握す

ることができる場合に限りです。)

預金者等から、各預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りです。)

() 公告の対象となる預金であるかの該当性

() 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと(当行が把握できる場合に限りです。)

中銀総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと

当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りです。

法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、各預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

各預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと

当該手続が終了した日

法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りです。)

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

中銀総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

4.(中銀総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

中銀総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(前条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

5.(休眠預金等代替金に関する取扱い)

各預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

前項の場合、預金者等は、当行を通じて各預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

各預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

各預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)

各預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

各預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

当行が各預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

各預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

6.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)